褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

橋本　智子　内山祐美子　川島　重雄
越智　正紀　神村　正之　平田　昭子
吉田　秀一　桑野　美紀　山梨　剛史
松岡　睦子　櫻井　英治　小川　嶺
佐久間美智子　川崎多恵子　島田　亨
須田　信也　小島　誠治　石川　誠治
長谷川康一　堀井理恵子　牧野　博和
林田　幸親　岡本　勝彦　安田　隆
小西　祐介　松木　浩一　辻　弘
坂本　榮二　筒井由紀子　黒田紀久子
松島　俊宏　小原　直人　土井翔太郎
村川　博文　江端　隼　堀江　信彦
家田　智志　宮副　武史　浦野　泰照
細川　厚志　早川　武敏　藤野　英人
橋本茂一郎　新井　節子　碓氷ミナ子
山本　忠　早坂　覚啓　磯野　達雄
中西　泰治　森本　悠嗣　奥田　宏
西川　雄次　藤岡　健二　瀬戸　健
松岡　達也

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

堤　倭子　村山　公子　大倉　昊
堀井　康弘　和佐見　勝　松原　亨
木村　三郎　石川　聡　高野　清
吉村　久美　細田　英子　宮川　潤一

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

佐藤　大介　栢森　新治　清水三砂男
池田　祐久　藤岡　道治　武藤　征一
瓦葺　利夫　野田　裕示　渡邉　達也
田中　良和　山崎　舜平　水嶋　浩雅
小林　宏至　坂林　英一　粟田　貴也
飯塚　仁也　菅　裕明　服部　重樹
辻　庸介　森谷　縫子　西野耕一郎
田中　真一　藤田　進　千葉功太郎
秋田　雅弘　瀧澤　潤　漆原　茂
松谷　武判　金子　英樹　入江　觀
赤池　敦史　豊泉　聖子　江原　一也
黒木　政秀　水野　弘道

褒章条例第二条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

中村　和男　四方　祥樹
仲田　征一　久我　洋一

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

山口勘十郎　肥田　義光　成澤千代子
加藤　正行　宮内　謙　藤田　琢二
田渕　俊夫　南　壮一郎　前澤　友作
小杉正太郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

坂口　美鈴

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

荒井　正昭

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版三個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける

牧　寛之

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社日本アクセス
信金中央金庫
株式会社日新
山伸マテリアル株式会社
アイトム建設株式会社
株式会社アートリョウ建設
ジー・オー・ピー株式会社
株式会社シンクロン
日本発條株式会社
越智化成株式会社
越智建設株式会社
小田原緑化開発株式会社
遠軽信用金庫
アァルピィ東プラ株式会社
東尾メック株式会社
株式会社オンダ製作所
株式会社合人社グループ
岩内建設業協同組合
南部環境開発株式会社
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
栗田工業株式会社
株式会社日本環境ビルテック
エイジス四国株式会社
タカヒサ不動産株式会社
キスケ株式会社
株式会社ディーエスピーリサーチ
医療法人社団健育会
株式会社インベストコン
株式会社Ｗｅ　＆
河上薬品商事株式会社
ＥＩＺＯ株式会社
クラスメソッド株式会社
株式会社ＺＯＺＯ
株式会社エコリング
株式会社ＣＭＣ総合研究所
平林金属株式会社
大日本ダイヤコンサルタント株式会社
株式会社モモ設計
理研ビタミン株式会社
マリンフード株式会社
ナカジマ鋼管株式会社
住友重機械工業株式会社
株式会社エイコー
大阪広域生コンクリート協同組合
株式会社アトリエ塩田千春
株式会社広島東洋カープ
株式会社早稲田アカデミー
有限会社愛知ハウジング
株式会社ＮＡＮＳＯビバシャス
いすゞ自動車販売株式会社
大和証券株式会社
株式会社ディー・エヌ・エー
東京瓦斯株式会社
株式会社グロービス
グロービス・キャピタル・パートナーズ株式会社
株式会社ヨロズ大分
エア・ウォーター西日本株式会社
株式会社新来島どっく
住友生命保険相互会社
イノック株式会社
株式会社栃木銀行
株式会社ＩＤＯＭ
エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社
オイシックス・ラ・大地株式会社
大東建託株式会社
リゾートトラスト株式会社

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故畑正高遺族　畑　元章

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十二月二十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故久保恒彦遺族　久保千舟子
故末岡登喜子遺族　末岡　宏

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年１月15日

関東地方整備局長　橋本　雅道

１　監督命令をした年月日　令和７年12月19日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　一般社団法人日本住宅性能評価機構　本店　山梨県甲府市宝１丁目21番20号　代表理事　山本　和明